

中労委、平6不再26、平7.5.24

決 定 書

再審査申立人 平井運輸株式会社

再審査被申立人 全日本運輸一般労働組合神戸支部

主 文

本件再審査申立てを却下する。

理 由

再審査被申立人全日本運輸一般労働組合神戸支部は、その下部組織として、再審査申立人平井運輸株式会社（以下「会社」という。）の従業員で組織する平井運輸分会（以下「分会」という。）を置くものであるが、兵庫県地方労働委員会に、会社が分会の分会員らに対して、一時金の支給などに関し組合間差別をしたこと、脱退勧奨等を行ったことは不当労働行為であるとして救済申立てを行ったところ、同地方労働委員会は、上記救済申立ての一部を認容する救済命令を発したので、会社は、これを不服として、当委員会に再審査申立てを行った。

しかし、会社の再審査申立書には不服の理由について記載がなく、その後の当委員会による相当の期間を定めた勧告にもかかわらず、現在に至るまで補正されていない。

よって、当委員会は、本件再審査申立てはその要件を欠くものとして、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第51条の規定を適用して、主文のとおり決定する。

平成7年5月24日

中央労働委員会  
会長 萩澤清彦 ㊟